

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成26年10月22日)

開催日及び場所		平成26年9月25日(木曜日) 研修第二教室	
委員		荒島裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 寺田昌人 (寺田公認会計士事務所) 野口幹夫 (中島・野口法律事務所)	
審議対象期間		平成26年4月1日～平成26年6月30日	
審議対象案件		676件 うち、1者応札案件192件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
抽出案件		16件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率2.4%) (抽出率3.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)	
工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約		1件
業務	一般競争		3件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	1件

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	6件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	2件
(特記事項)		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	<p>1 造林事業抽出案件（C1） 作業期間が4月～11月と長期間に設定しているが、理由はあるのか。</p> <p>2 生産事業抽出案件（D1） 入札執行調書において評価技術点が4点、金額の差が88万円となっている。この差をどのように判断し落札者を決めているのか。 また、他の事業の評価値を見ると数値にばらつきがあるが、どのような見方をすればよいか。</p> <p>3 生産事業抽出案件（DZ1） 再公告をすると更に発注に時間を要することから随意契約としたのか。</p> <p>4 治山事業（A2） 本工事は平成22年に発生した山腹崩壊であるが、単年度では処理できなかった工事であるのか。</p>	<p>1 本作業は、除伐と作業道修理であり、下刈作業のような作業適期はないことから、事業体の労務状況等を考慮し長めの作業期間としている。 なお、本事業は平成25年度の補正予算による事業であり、作業の始期が早くなっている。</p> <p>2 本事業は総合評価落札方式であり、入札価格と品質を総合的に評価し、順位を決めている。これらは価格と品質を「評価値」として数値化し評価値の最も高い者が落札者となる仕組みとなっている。 また、各事業の入札価格により、評価値の違いが出てくるものであり、ある数値が平均値となるといったものではない。</p> <p>3 本事業については、平成25年度予算の明許繰越したものであり、事業終了の期間が定められていることや事業量が大きいこと、また、再公告に所要の時間を要することなどから事業の履行に支障が出ると判断したため随意契約としたところである。</p> <p>4 予算面と他工事との優先度の兼ね合いから、着手までに時間のかかった単年度（平成26年度発注）の工事である。 また、複数年継続した工事では</p>

	<p>また、複数年継続している工事において、過去に同工事の実績を有していれば入札参加時に有利になるというようなことはあるのか。</p> <p>5 各事業全般的に入札者が少ないと思われるが、この傾向は北海道特有のものか。</p> <p>6 東京や東北に業者が流れて人材も不足し、結果的に1者入札となることは当然の事実であり、早め早めの情報提供がより重要となってくると考えるが、何か対策はあるのか。</p> <p>7 全般的に入札参加資格の要件が厳しすぎるということはないか。</p>	<p>あっても、工事実績を評価に反映することはない。</p> <p>5 近年の公共事業の増加、これに伴う技術者、作業員不足という状態から、入札参加者が減少している傾向にあり、これらは全国的に同様の状況と聞いている。</p> <p>6 1者入札は昨年と比較し増加の傾向にあるわけではないが、不落については減少傾向にある。 情報提供については、今年も早めの提供に努めているところである。</p> <p>7 全省庁統一資格を有し、一定程度の技術者の資格があれば参加できる状況にあり、入札参加資格が厳しいということはないと考える。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成26年9月25日（木曜日） 研修第二教室		
委員	荒島裕雅（荒島裕雅税理士事務所） 寺田昌人（寺田公認会計士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所）		
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式
	契約月日		
	該当なし		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容			